

別表第1 (第5条関係)

簡易公開調達公告

次のとおり簡易公開調達を行うので、公益社団法人和歌山県観光連盟役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領(平成21年制定。以下「要領」という。)第5条の規定に基づき公告する。

平成 年 月 日

公益社団法人和歌山県観光連盟会長 仁坂吉伸

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

平成 年度

(2) 調達業務の名称

平成 年度

業務委託

(3) 調達業務の内容

公益社団法人和歌山県観光連盟についての○○○○○○○○業務を実施する。

仕様書のとおり

(4) 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 簡易公開調達の参加者の資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(2) 公益社団法人和歌山県観光連盟(以下「県観光連盟」という。)役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成21年制定。以下「要綱」という。)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は同要綱附則第2項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『 』の小分類『 』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱については、簡易公開調達説明書のとおり。

(3) 和歌山県内に本店を有する者であること。

(準県内業者を含める場合)

(3) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人して選任している者であること。

※県外業者まで含める場合は、この号は不要です。

(4) 県観光連盟役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要綱を準用)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※(7)(8)等は、必要に応じて設定

(7) ○○○○○○の営業について○○○○○○の免許を有している者であること。

(8) ○○○○○○について、△△△業務の○○年以上の実務経験を有し、その業務を適切に実施できる知識及び能力を有する者を常勤として○○人以上雇用していること。

### 3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

県観光連盟

和歌山市小松原通一丁目1番地

（和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課内）

#### (2) 期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの土・日曜日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### (3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの間において、公益社団法人和歌山県観光連盟に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

### 4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

#### (1) 場所

県観光連盟

和歌山市小松原通一丁目1番地

（和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課内）

#### (2) 期間（提出期限）

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで（最終日にあつては、午後5時00分）

### 5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出す

る者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒(封皮に見積書の氏名及び調達業務の名称を表示したもの)に密封した見積書を平成 年 月 日( )午後5時00分までに、県観光連盟へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

## 6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積りに該当する見積もりは、無効とする。

なお、県観光連盟及び和歌山県から役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

## 7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。)は、見積書の提出期限後直ちに、県観光連盟の複数の職員により行うものとする。

(3) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該開札事務に関係のない県観光連盟の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において県観光連盟は落札者に対して損害賠償その他の何らの責任を負わないものとする。

## 8 契約書の要否

否

※必要に応じて「要」を設定

## 9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注(契約)に関する事務を担当するところは、次のとおりである。

(1) 名称

公益社団法人和歌山県観光連盟

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課内

郵便番号 640-8585

電話番号 073-422-4631

ファクシミリ番号 073-432-8313